

平成14年 臨時第4回

# 新得町議会会議録

開 会 平成14年 8 月 5 日

閉 会 平成14年 8 月 5 日

新 得 町 議 会

## 第 4 回臨時町議会会議録目次

### 第 1 日 ( 1 4 . 8 . 5 )

開会の宣告 .....	3
開議の宣告 .....	3
日 程 第 1  会議録署名議員の指名 .....	3
日 程 第 2  会期の決定 .....	3
諸般の報告 ( 第 1 号 ) .....	3
行政報告 .....	3
日 程 第 3  報告第 8 号 専決処分の報告について .....	6
日 程 第 4  議案第 5 7 号 物品購入契約の締結について .....	7
日 程 第 5  議案第 5 8 号 平成 1 4 年度新得町一般会計補正予算 .....	9
閉会の宣告 .....	1 0

平成14年第4回新得町議会臨時会

平成14年8月5日(月曜日)午前10時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		行政報告
3	報告第8号	専決処分の報告について
4	議案第57号	物品購入契約の締結について
5	議案第58号	平成14年度新得町一般会計補正予算

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告(第1号)

行政報告

報告第8号 専決処分の報告について

議案第57号 物品購入契約の締結について

議案第58号 平成14年度新得町一般会計補正予算

出席議員(16人)

1番 川見久雄 議員	2番 藤井友幸 議員
3番 吉川幸一 議員	4番 千葉正博 議員
5番 宗像一 議員	6番 松本諫男 議員
7番 菊地康雄 議員	8番 斎藤芳幸 議員
9番 廣山麗子 議員	10番 金澤学 議員
12番 古川盛 議員	13番 松尾為男 議員
15番 黒澤誠 議員	16番 高橋欽造 議員
17番 武田武孝 議員	18番 湯浅亮 議員

欠席議員（１人）

11番 石本 洋 議員

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教育委員会委員長	長	小笠原	一	水	
監査委員		吉岡		正	

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木	政	輝	
総務課	長	畑中	栄	和	
企画調整課	長	長尾		正	
施設課	長	村中	隆	雄	
農林課	長	浜田	正	利	
庶務係	長	鈴木	貞	行	
財政係	長	武田	芳	秋	

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博
社会教育課	長		齊	藤	正	明

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐々木	裕	二
書			記	渡	辺	美恵子
書			記	田	中	光雄

---

## 開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は、11番、石本洋議員の1人であります。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成14年臨時第4回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

---

## 開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、10番、金澤学議員、12番、古川盛議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

---

## 諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますのでご了承願います。

---

## 行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[ 斉藤敏雄町長 登壇 ]

◎斉藤敏雄町長 6月7日、定例第2回町議会以後の行政報告を行います。

6月11日には、6月9日夜半から11日にかけての強風の被害がまとまりました。記載のとおりでありまして、たいへん大きな強風による被害を受けております。

また、6月13日には、農道空港の使用不許可の決定について処分を取り消し申請を許可するとの決定を求める異議申立書が、十勝スカイスports協会から提出されまして受理をいたしました。現在、本件にかかわりましては、異議申し立てに対する決定書案を作成中でありまして、近くまとまる予定でありまして、まとまりしだい議会に諮問を予定いたしております。

同じ日ではありますが、観光振興公社経営改善についてコンサルタントと協議となって

おりますが、これは、トムラウシ温泉東大雪荘の更なる経営改善を図るために、経営コンサルタントの指導を受けるべく協議をいたしたところであります。

また、6月14日には、新トムラウシ橋拡幅補修工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札いたしております。

2ページが一番後段であります。株式会社狩勝牧場の神谷社長が表敬訪問のために来庁されております。

3ページにまいりまして、6月22日には、町営温水プールの利用者が延べ10万人を達成いたしましたので、記念のセレモニーを行ったところであります。

4ページにまいりまして、6月28日には、株式会社サホロモータースポーツランドの仮屋社長が来庁いたしました。これは、長い間閉鎖をいたしておりましたサホロスポーツランドの財産をこの会社を取得いたしました。今後準備を進めスポーツランドとしての事業を再開する旨のお話しがございました。この際には、スズキ自動車と提携をいたしまして、年間4回程度のイベントを開催すると同時に、施設の通年営業について検討を進めていきたいというふうに説明がなされております。

また、同じ日ではありますが、町道新得山線排水整備工事の入札を行いまして、落札をいたしております。

5ページにまいりまして、7月2日には、新得町農業委員会委員の選挙が行われました。定数12名に対し、立候補者12名でありまして、無投票により、第18期の農業委員が決定いたしております。

同じ日ではありますが、雲海酒造株式会社の中島社長が表敬訪問に来庁されました。

7月8日には、十勝圏活性化推進期成会の札幌及び東京での平成15年度の予算要望にかかわる要請活動を行っております。

7月10日、一番最後でありますけれども、事業アセスメントの町長ヒアリングをこの日から開催いたしまして、事務事業全般についての見直しの検討を進めております。

次ページにまいりまして、7月10日並びに11日に、トムラウシ山の登山者による遭難事故が相次いで発生いたしました。これは、折からの台風6号の影響もありまして、特に7月11日には、残念ながら登山者2名が死亡されました。この際には、自衛隊の派遣要請と併せて、町といたしましてもこの捜索に協力をいたしたところであります。

7月15日には、株式会社サホロモータースポーツランドの仮屋社長と、株式会社スズキスポーツの田嶋社長が来庁されました。これは、サホロモータースポーツランドの再開と、8月3日に開催いたしましたスズキモータースポーツフェスティバル2002の内容についての報告を受けております。

同じ日でありますけれども、第4回全国原生自然環境保全フォーラムの本町での実行委員会の発足式を行っております。これは、全国に5か所原生自然環境保全林があるわけでありまして、そのうちのひとつが本町のトムラウシに所在いたしております。この5地区の町村が持ち回りで自然環境保全林を通したまちづくりの在り方というふうなことでフォーラムを実施してまいりまして、今回は4回目ではありますが、新得町で開催する予定となっております。その実行委員会を発足させたところでもあります。

同じ日でありますけれども、新得中学校暖房改修工事の工事入札を行いまして、落札をいたしております。

次ページにまいりまして、中ほどではありますが、新英語指導助手、AETがあいさつ

にまいりました。名前は、ジャーニン・リンゼイ氏でありまして、イギリスのスコットランド出身であります。熊本大学に留学をされまして、その後美瑛町でAETを勤め、その後、道の国際交流課に勤務されまして、この勤務を終えて本町にAETとして赴任されることになりました。女性でありまして、日本語がたいへん堪能であります。8月の26日から2年間の予定で本町で勤務をしていただく予定であります。

7月22日には、山の環境を考える北海道議会議員懇談会のメンバー2名が、道がトムラウシに設置をいたしましたトムラウシ登山口バイオトイレの活用状況について現地調査に来町されております。

同じ日でありまして、農業委員会委員の総会がございまして、会長に松本諫男氏、会長代理に藤田文晴氏を選出いたしております。

次ページにまいりまして、7月24日には、元新得町議会議員でありました片桐弘道氏が、高齢者叙勲を受章されまして、その伝達が行われました。勲6等瑞宝章であります。

また、同じ日でありまして、株式会社フクハラの臼井店舗開発部長が来庁されまして、スーパーフクハラ屈足店の店舗改築の件につきまして、現在会社のほうとしては設計事務を進めていると。9月には着工したい旨の説明がなされております。

7月29日には、小麦の収穫状況の調査をいたしました。最終的には8月3日に全部終了いたしましたして、562ヘクタールの収穫が終わったわけではありますが、おかげさまで品質・収量とも近年にない成績とお伺いをいたしております。反収が約10俵と予定されております。

7月29日には、雪寒建設機械整備事業、除雪トラックの購入の入札が行われまして、落札をいたしました。後ほどの議案でご審議いただきたいと考えております。

中ほどでありまして、7月31日に戸田建設の札幌支店作業所長が来庁されました。これは高速道路の第2狩勝トンネル工事の受注のあいさつでありまして、内容をお聞きいたしますと、延長が3,790メートル。そのうちトンネル部分が2,186メートルで、戸田建設、日本国土開発、三菱建設の企業体で実施することになったようです。受注額は36億円。工期は、平成17年2月とお伺いをいたしております。

当面、作業員30ないし40人体制で作業をスタートさせたいと。その際には、工事事務所、作業員宿舎を町内に建設をすると。併せて、町のほうから町内における物品、あるいは資材の地元調達について強くお願いをいたしております。

8月2日には、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー対策会議を開催いたしました。若干今日話題になっております住民基本台帳のネットワークシステムについてご説明をしたいと思います。

国が進めております住民基本台帳の全国ネットワークシステムは、ご承知のとおり本日から第1次サービスが開始されることに伴いまして、庁舎内のセキュリティー対策会議を開催いたしまして、その対応策を協議してまいりました。これは、国が電子政府・電子自治体を進めることに伴いまして、地方もこうしたシステムの枠内において行政サービスをしていくことになったものであります。このネットワークは住民基本台帳の4つの情報、住民の氏名・生年月日・性別及び住所の住民票コード、11桁の番号になるわけではありますが、それによりまして全国共通の本人確認を行う地方公共団体の共同システムとなるものであります。

本日からの稼働により、第1次サービスでは、行政機関への申請や届け出に対しまし

て、住民票の添付を省略することができることとなります。また、明年8月ごろからは、このほかにも住民票の写しが全国どこからでも取り寄せることができる第2次サービスを受けることができるようになります。なお、個人情報保護対策といたしましては、制度面、技術面、運用面を含めての保護対策が講じられておりますけれども、今後、国、地方ともに更なるセキュリティー対策を講じながら、住民情報保護に万全を期していきたいと考えております。住民の皆様には、今週中にこの住民票コードを送付することとなりますが、住民基本台帳の交付時期は、明年8月ごろを目途として、今後準備を進めていく予定であります。

次ページにまいりまして、8月3日には、スズキフェスティバル2002 in 北海道がスポーツランドで開催されております。この際には、スズキ自動車の副社長も来町されております。以上であります。

[ 斉藤敏雄町長 降壇 ]

---

### 日程第3 報告第8号 専決処分の報告について

◎湯浅亮議長 日程第3、報告第8号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布したとおりであります。この報告に対し質疑はございませんか。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 専決処分、交通事故でございますけれども、過失割合を見ましたら、町が85、相手方15。それで、相手方の名前が載っている。

何回も聞くんですけれども、なんで町の職員の名前がここに載らないで、相手方だけは守らないでもいいよという感覚でいるのか。どこにそんな法律が記されているのか。もう1回説明を願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。町の当事者の氏名の公表の関係だと思っておりますが、以前からお答えいたしておりでございまして、公務員というのは国家賠償法において、故意または重大な過失以外は公務員の個人の責任を負わないということになっております。

以前から説明しているとおりでありまして、町職員として新得町の看板をしょってというか、ということで車を運転していることでありまして、氏名を公表することによって中傷とか嫌がらせなどの恐れもあるので、公表しないという取り扱いをいたしておりますのでご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 同じような答弁が毎回返ってくる。理解ができるようで理解ができないものですから、また同じように質問をさせていただくわけですね。

新得町の看板をしょっていると。でも、私はその名前を記した人に、過失割合をうんぬんしてお支払いをすれとか、責任をとれとか、そういう質問は1回もしてないんです。公務員で守られている、名前を公表することが守られているのか、守られていないのか。そこら辺は、今のどこのところで名前を公表したらだめだというものがあるのか。私はなにも、名前を公表したって、責任とれって言うてるわけじゃないんですから。もう1回お願いしたいなと。

それと、保険のこと私あまり分からないんですけれども、4万6千321円を支払い、

非常に少額だというか、金額的には、ほんのかすり傷かなって思っております。ただですね、役場で入っている保険は、事故を起こしたとき次回の保険料が高くなるのか、高くないのか。この車に対してですね、保険料が、次回の契約更改のときに保険料が上がるのか上がらないのか。もしか保険料が上がるんだったら、この4万6千321円というのは、検討に値する金額だと私は思うんですね。保険で払うのか、個人で払うのか。その仕組みと、教えていただければと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。氏名の公表の関係ですが、以前に顧問弁護士に相談した結果というのをお知らせしていると思いますが、加害者である公務員の個人の氏名については明らかにする必要はないという、その理由はなんだといわれますと、さきほど言った国家賠償法において、公務員というのは故意または重大な過失以外については、言ってみれば守られているというふうになるのかなと思っております。

さきほど言いましたように、仮に、それでも町が氏名を公表いたしまして、仮にそれが原因でなんらかの事故があったとか、そういうふうになれば逆に町が損害賠償を負いかねないのかなというふうに思っております。それも弁護士の意見であります。あくまでも重大な過失ですから、酒酔い運転とか、そういうものについては別だという判断をいただいております。簡単に言えば、議決要件には含まれないというふうに私どもは判断いたしております。

それから、2点目の保険料の関係ですが、事故を起こした車の保険料が次年度高くなるのかということなんですが、これについては、保険料は変わりありません。同額であります。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第8号については、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 議案第57号 物品購入契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第57号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第57号、物品購入契約の締結についてご説明を申し上げます。

- 1、契約の目的。雪寒建設機械整備事業、除雪トラックの購入。
- 2、購入契約をする物品名及び数量。除雪トラック、10トン級、6輪駆動車、ダンブ型、ワンウェイプラウ付、路面整正装置付、1台。
- 3、型式。KL-FW50MNY改型でございます。
- 4、契約の方法。指名競争入札でございます。
- 5、契約の金額。2,082万450円でございます。
- 6、契約の相手方といたしまして、帯広市西19条北1丁目1番10号、北海道三菱ふそう自動車販売株式会社帯広支店、支店長、長屋幸男。

なお、納期につきましては、平成14年11月20日といたしてございます。

次のページに資料といたしまして仕様、図面を掲載して添付してございます。  
以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[ 畑中栄和総務課長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 これの入れ替えの時期というのは、その車によって性能上早く壊れるものもあれば、長持ちするものもあると思いますが、とりあえず、この車と入れ替えた車は、何年間使われていたのか。

また、去年ですね、指名競争入札で雪寒建設機械買ったときに、帯広の入札金額と新得町の入札金額でお話し聞いたら、100万円ぐらいの差があって、新得町のほうが競争入札安く入っているわけですね。そういうときには、これは国の補助金ですから、新得町の財産として、安く買った場合は、なるのか、ならないのか。

それと、これ新得町3台動いておりますよね。1台、2台と更新はされているけれども、もう1台はいつごろの更新になるのかお聞かせ願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。下取り車の関係ですが、従来使っていた車につきましては、今回下取りをしていただくわけですが、平成2年式でございまして、おおよそ40万キロメートルの走行をしている車であります。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。ダンプ除雪トラックにつきましては、現在3台所有してございまして、本日更新いたしますダンプにつきましては、平成2年。次に古いのが平成5年。次に古いのが平成11年ということで、平成5年に購入いたしましたダンプトラックが次回の購入となると思いますけれども、この辺につきましては、今後計画的に、雪寒機械ほかにもございまして、計画的に購入していく考えでございまして。

(「もう1点。金安く買った場合、町の財産になるのか、ならないのか」の声あり)

---

◎湯浅亮議長 暫時休憩をいたします。

(宣告 10時30分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時32分)

---

◎湯浅亮議長 ただいまの質問に対し、村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。雪寒機械の補助率につきましては、3分の2が国の補助でございまして、残り3分の1が町の持ち出しとなります。

補助事業につきましては、補助基本額というのがございます。補助基本額に対して、われわれ入札にかけ、それに輸送費ですとか、そういったもろもろの経費をプラスいたしまして買いますので、補助金が割れないかぎり、問題ないと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第58号 平成14年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第58号、平成14年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

◎鈴木政輝助役 議案第58号、平成14年度新得町一般会計補正予算、第3号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万7千円を減額し、予算の総額を74億6,120万4千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

10款、教育費の社会教育費では、公民館主催事業を実行委員会主催事業とすることにより、補助の採択がされましたので、12節、役務費を減額し、19節、負担金補助及び交付金に新たに補助金を計上しております。

また、地域・家庭教育力活性化推進事業、これは図書館の地域IT学習情報拠点化推進事業ですが、補助採択をされましたので、18節、備品購入費に町民の皆さんの要望がありました貸し出し用パソコン3台を新たに計上しているほか、寄附金がありましたので図書購入費の財源として計上しております。

4ページに戻りまして、歳入ですが、12款の国庫支出金の補助金では、地域・家庭教育力活性化推進事業補助金の採択を受けましたので計上しております。

15款、寄附金では、図書購入用として、星川キミ氏から寄附がありましたので計上しております。

16款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額し、18款、諸収入では、公民館主催事業を実行委員会主催で実施するために、入場者負担金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 5ページの負担金補助金ですね、ロシアフォークアンサンブル新得公演でございますけれども、これは、実行委員会に補助するというところでございますけれども、実行委員のメンバーはどういう構成になっているのか。

それとですね、この53万6千円の補助金でございますけれども、全体の事業費はいくらか。そしていつごろ公演をやるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 斉藤社会教育課長。

◎斉藤正明社会教育課長 お答えいたします。実行委員会のメンバーの構成でございま

すけれども、当初予算では町主催ということできずと進めてきまして、それでなんとか補助金をいただけないものかと、支庁と協議いたしましたら、急きょ向こうのほうで補助金を受けるなら実行委員会にさせていただきたいということで、具体的なことはしておりません。これから実行委員会のメンバーを募っていきたいと思います。

それから、予算の総額でございますけれども、だいたいここに書いておられるとおり、144万円減ということでございまして、これは実際の向こうに払うお金と、諸経費も含んでおります。向こうに払うお金としましては、百二、三十万円を予定しておりますけれども、あと20万円ほどは、チラシだとか諸経費でございます。

それから、実施日でございますけれども、新得小学校の100周年が9月22日でございますので、それと連動いたしまして、9月21日を予定しております。以上です。

◎湯浅亮議長 ほかに。7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 5ページの、新しく特定財源として補助金が認められたという、地域・家庭教育力活性化推進事業、この事業についてもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤社会教育課長。

◎齊藤正明社会教育課長 総体的には、補助金名というのは、国の事業名とする道の事業名がございまして、道はその国の事業を受けてまた道側に、最も分かりやすいような方法で町村に知らしめるというようなことございまして、この中で地域・家庭教育力活性化推進事業ということになっておりますけれども、これは国の事業名でございます。さきほど助役がIT講習推進事業、拠点化事業ということで説明しましたけれども、これが道の事業名ということで、中身といたしましては、この中で地域の拠点づくりということを中心にパソコンの導入補助でございます。国の事業名ですから、この中で家庭教育の活性化も含まれますけれども、今回あくまでも地域の活性化事業ということで、ITの地域拠点の推進事業ということでございます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成14年臨時第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時40分)

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員